

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条・2 (略)</p> <p>3 当取引所の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成<u>及び</u>備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当取引所においてはこれを取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年7月17日から施行する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条・2 (略)</p> <p>3 当取引所の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに</u>備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当取引所においてはこれを取り扱わない。</p>